

第1号議案

広島県無形民俗文化財の指定について

広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第29条第2項の規定により広島県無形民俗文化財の指定をすることについて、次のとおり提案します。

令和7年4月22日

広島県教育委員会教育長 篠田智志

1 広島県無形民俗文化財に指定する文化財

くまのちいき ふでせいさくぎじゅつ
熊野地域の筆製作技術

2 根拠規定

広島県文化財保護条例第29条第2項

第29条

- 2 教育委員会は、県の区域内に存する無形の民俗文化財のうち県にとって重要なものを広島県無形民俗文化財に指定することができる。

広島県無形民俗文化財として、熊野地域の筆製作技術を指定する。

(種 別) 広島県無形民俗文化財 (民俗技術)

(伝 承 地) 安芸郡熊野町

(保存に当たる者) 熊野筆伝統工芸士会

(行われる時期) 通年

(内 容)

本無形民俗文化財は、熊野地域において広く伝承されてきた、穂首に用いる獣毛や、軸に用いる竹や木などの自然材を主たる原材料とし、手作業により実用の筆を製作する伝統的な技術である。

江戸時代末期に始まったと伝わる熊野地域の筆作りは、農閑期の副業や女性などの内職として根付き、近代以降は、学校教育の普及に伴う毛筆需要の高まりを背景に、生産量を飛躍的に拡大し、地域住民の主要な生業として発展してきた。

熊野地域の筆は、鹿皮や寸木などの手仕事の道具を使用し、火のし・毛揉み、寸切り、混毛、衣毛巻き、糸締め、くり込み、銘彫刻などの数多くの工程を経て、熟達した職人の手作業により製作される。

高い品質を維持しながら大量生産を可能とするため、熊野地域では、多量の毛を効率よく混ぜ合わせる盆混ぜの技法が発達したほか、問屋制家内工業のもと、工程ごとに分業で生産する方式が確立され、生産効率の向上が図られた。家庭や地域で幅広く技術が伝承された点や、主要な生産者として女性も参加している点にも地域的特色が認められる。

熊野町において伝統的な技術・技法及び原材料により製作される筆は、昭和 50 年に国の伝統的工芸品に指定された。現在、熊野筆伝統工芸士会が中心となり、認定制度による後継者育成や筆製作の実演などを通じて、伝統的な筆製作の技術を保存・継承するための取組が進められている。

製作工程

1 下仕事

(1) 選毛・毛組み



(2) 火のし・毛揉み



(3) 毛そろえ



(4) 逆毛・すれ毛取り



(5) 寸切り



2 台仕事

(6-1) 盆混ぜ



(6-2) 練り混ぜ



(7) 芯立て



(8) 衣毛(上毛)巻き



(9) 糸締め



3 仕上げ

(10) くり込み



(11) 仕上げ



(12) 銘彫刻



穂首に使用される獣毛

鹿 (サンバー)	狸	猫
		
馬	山羊	鼬
		

筆製作の道具



県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和7年4月22日現在

国指定文化財			県指定文化財		合計
種別(種類)	件数	種別(種類)	件数		
国宝	建造物	7		7	
	絵画	2		2	
	工芸品	16		16	
	書跡・典籍・古文書	1		1	
	小計	26		26	
重要文化財	建造物	59	建造物	45	104
	絵画	11	絵画	52	63
	彫刻	43	彫刻	94	137
	工芸品	61	工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5	考古資料	18	23
	歴史資料	5	歴史資料	4	9
	小計	204	小計	319	523
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2	
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12	
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	68 (+1)	72 (+1)	
記念物	特別史跡・特別名勝	1		1	
	特別史跡	1		1	
	特別名勝	1		1	
	特別天然記念物	2		2	
	史跡	29	史跡	125	154
	名勝	7	名勝	6	13
	天然記念物	15	天然記念物	114	129
			名勝天然記念物	1	1
小計	56	小計	246	302	
重要伝統的建造物群	4			4	
合計	301	合計	640 (+1)	941 (+1)	

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	11	
国 選定保存技術	2	
国 登録文化財	登録有形文化財(建造物)	313
	登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3

- ※1 網かけ部分が、今回付議する文化財に関係する部分である。
 ※2 件数は、今回指定をした後のものである。()は変更件数。
 ※3 国登録有形文化財(建造物)には、答申後未告示の2件を含む。